

「**過去の審査を含めた
ほぼ「全ての論点」を掲載!**

「**請求の主旨」、「訴訟物」、「請求原因事実」等
重要な点をコンパクトに理解!**

簡裁訴訟代理等能力認定審査対策講座

認定審査対策講座

簡裁訴訟代理等能力認定審査の概要と事案例	P1～P13
民事訴訟の復習	P14～P20
売買契約に基づく売買代金支払請求権・動産引渡請求権（原告側主張）及び代理	P21～P25
消費貸借契約に基づく貸付金返還請求権（原告側主張）及び相続	P26～P45
履行遅滞に基づく損害賠償請求権（原告側主張）及び債権譲渡	P46～P57
利息契約に基づく利息請求権（原告側主張）及び債権譲渡	P58～P73
保証契約に基づく保証債務履行請求権（原告側主張）	P74～P79
譲渡契約に基づく債権譲渡請求権（原告側主張）	P80～P84
不法行為に基づく損害賠償請求権（原告側主張）	P85～P87
否認と抗弁（被告側主張）、無権代理・表見代理	P88～P108
賃貸借契約の終了に基づく目的物返還請求権としての引渡請求権（原告側主張）	P109～P132
所有権に基づく返還請求権としての土地引渡請求権（原告側・被告側主張）	
所有権に基づく妨害排除請求権としての抵当権登記抹消請求権（原告側・被告側主張）	P133～P140
売買契約に基づく不動産引渡し請求権及び所有権移転登記請求権（原告側主張）	
総則一般	P151～P170
索引	P171～P179

1 請求の主旨

訴訟における請求の趣旨には、当事者請求（返還請求金、利息請求権等）についても記載する。また原告請求では、XはYに対して売買契約における代金を、被告請求として返還請求金(民法475条)の支払いを請求しているため、これを請求の趣旨として記載する。

Yは、Xに対し、1997年及びこれに対する令和2年10月9日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2-1 主たる請求の訴訟物

売買契約に基づく代金支払請求権

2-2 附帯請求の訴訟物

被告請求は、主たる請求に附随するものではあるが、主たる請求とは別個の請求権となる。

履行遅滞に基づく損害賠償請求権

3 請求原因事実

民法475条2項本文において、利息請求のためには、目的物の「引渡し」が必要となる。金銭債務不履行の場合、物役の約定がなくとも、法定利率(民法404)による遅延損害金を請求できる(民法4191本文)。

履行遅滞に基づく損害賠償を請求するには相手方の債務不履行を主張する必要があるところ、債権の履行に法定期限がある場合(民法4121)、① 法定期限があること、② ①の期限が経過したこと、が要件事実となる。XY間では、代金支払の時期を令和2年10月8日と定め、これを経過

過去問解説講座 使用教材

「**第1回からの
全ての過去問を網羅!**

「**詳しい解説で応用力を磨き、
対策講座テキストと併せて合格力を付ける!**

簡裁訴訟代理等能力認定審査対策講座

過去問解説講座 問題編

第1回認定審査問題(平成15年-1【改訂】)	P1～P4
第2回認定審査問題(平成15年-2【改訂】)	P5～P10
第3回認定審査問題(平成16年)【改訂】	P11～P16
第4回認定審査問題(平成17年)【改訂】	P17～P22
第5回認定審査問題(平成18年)【改訂】	P23～P28
第6回認定審査問題(平成19年)【改訂】	P29～P34
第7回認定審査問題(平成20年)【改訂】	P35～P42
第8回認定審査問題(平成21年)【改訂】	P43～P50
第9回認定審査問題(平成22年)【改訂】	P51～P58
第10回認定審査問題(平成23年)【改訂】	P59～P66
第11回認定審査問題(平成24年)【改訂】	P67～P72
第12回認定審査問題(平成25年)【改訂】	P73～P80
第13回認定審査問題(平成26年)【改訂】	P81～P86
第14回認定審査問題(平成27年)【改訂】	P87～P92
第15回認定審査問題(平成28年)【改訂】	P93～P98
第16回認定審査問題(平成29年)【改訂】	P99～P106

【解説】

小問(1)

Xは2に対し金銭を貸し付け、Yは2の当該債務の保証を行っている。Xは2には貸付金返還の催告を行い、Yには保証債務の履行を請求している。

そのため、Yに対する訴訟物は、保証契約に基づく保証債務履行請求権である。また、2に対する訴訟物は主たる請求に関しては、消費貸借契約に基づく貸付金返還請求権であり、被告請求に関しては、履行遅滞に基づく損害賠償請求権である。

小問(2)

保証契約の要件事実は、①主債務の発生原因、②保証契約の成立、③④が裏面または電子的記録によってされたこと、である。

①につき、主債務は、非満期の定めのない貸付金返還請求権であるから、請求原因事実1のように提示する。非満期の定めがないため、相当期間の催告と相当期間末日の到来を挙げれば貸付金元金の返還を求めることができる。請求原因事実2、3による。4の相当期間の「経過」を挙げるとは、遅延損害金の請求のためである。

なお、「経過」のみを提示し、「到来」を省略することも可能である。

②は、請求原因事実5に、③は6による。なお、連帯保証である旨は、現段階で主張を要しない。被告保証人の債権催告の抗弁や株家の抗弁を主張してきた場合に、再抗弁として主張することとなるからである。

小問(3)

「1、-Xが2にお金を貸したことについては、私のあずかり知らないことです。」「2、-二人の間に金銭の貸借があったということについては、何も聞いていません。」とのYによる言い分から、

認定審査の出題形式の事例問題に対応できるよう、正確な知識や論点把握の能力を養成します。認定審査対策講座と過去問解説講座で、試験に問われるポイントを必要十分に学ぶことができます。